

○国土交通省告示第四百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和五年二月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川北上川水系北上川上流改修工事（一関遊水地・岩手県一関市舞川字河岸地内から同県西磐井郡平泉町長島字沢口地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 岩手県一関市狐禅寺字桑木原及び字中島並びに中里字糠瀬、字横石、字下大林及び字藤後向並びに川辺字柵瀬、字三角谷起、字大源、字細谷、字館下、字藤後向及び字中島並びに舞川字三番谷起、字河岸、字出谷起、字土橋、字前谷起、字清水、字遠後、字下谷起、字西中島及び字和田地内

岩手県西磐井郡平泉町平泉字一筋、字下館裏及び字上館裏並びに長島字太田、字須崎、字船戸、字中島、字荒川、字覆盆子、字出谷起、字桜里、字上古川、字十日市、字里前、字大中島、字里、字若宮及び字沢口地内

岩手県一関市中里字下大林地先河川敷地並びに川辺字柵瀬地先河川敷地及び字館下地先河川敷地並びに舞川字三番谷起地先河川敷地及び字和田地先河川敷地

岩手県西磐井郡平泉町平泉字一筋地先河川敷地並びに長島字太田地先河川敷地、字中島地先河川敷地、字覆盆子地先河川敷地及び字出谷起地先河川敷地

2 使用の部分 岩手県一関市中里字糠瀬、字下大林、字一番谷起、字上大林、字葉柳、字藤後、字長畑、字正角前、字待居、字沖田、字山崎、字三本木及び字清水畑並びに川辺字柵瀬、字三番谷起、字藤後、字正覚、字高田、字上目、字塚田、字大内田、字三角谷起、字大源、字細谷、字石田谷起、字沼尻、字館下、字藤後向及び字中島並びに舞川字三番谷起、字二番谷起、字一番谷起、字出谷起、字土橋、字前谷起、字谷起田、字清水、字中谷起、字田沖、字平、字谷地、字遠後、字下谷起、字西平、字西中島、字堀切、字館ノ越、字和田、字細田、字竜ヶ沢、字林、字榎木及び字境地内

岩手県西磐井郡平泉町平泉字塩沢、字三貫、字一筋、字下館裏及び字上館裏並びに長島字太田、字袋谷起、字古川、字須崎、字中島、字荒川、字三草作、字覆盆子、字五反田、字古館、字要害、字出谷起、字館岡、字山王、字稻城、字杉、字桜里、字下構、字境田、字田向、字矢崎、字菊の沢、字新田、字畑中、字生江田、字上古川、字本町、字竜ヶ坂、字沖田、字里前、字滝の沢、字里、字若宮、字二反田、字沢口及び字月館地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川北上川水系北上川上流改修工事（一関遊水地）」（以下「本件事業」という。）は、岩手県一関市舞川字河岸地内から同県奥州市前沢字鶴ノ木地内までの第1遊水地周囲堤、一級河川北上川水系北上川（以下単に「北上川」という。）堤防右岸、一級河川北上川水系磐井川堤防、一級河川北上川水系太田川堤防、一級河川北上川水系衣川堤防の各区間を合わせた延長27.6kmの区間（以下「本件区間」という。）及び一関遊水地（第1遊水地、第2遊水地、第3遊水地の各区域）の面積1,450haの区域（以下「本件区域」という。）を全体計画区間及び全体計画区域とする河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

北上川は、その源を岩手県岩手郡岩手町御堂に発し、北上高地、奥羽山脈から発する幾多の大小支川を合わせて岩手県を南に貫流し、一関市下流の狭あい部を経て宮城県に入り、登米市柳津で旧北上川に分流し、新川開削部を経て追波湾に注ぐ、幹川流路延長249km、流域面積10,150km²の河川である。

北上川は、その流域に岩手県盛岡市、宮城県石巻市など12市9町を擁する治水上重要な河川であるが、流域の形状は南北に長く東西に狭い不規則な長方形をしており、特に岩手県南部の狐禅寺から宮城県境にかけては、山地が河川間際にまで迫った狭あい部が26kmにも及び、川幅が最も狭い箇所では100mにも満たないため、流下能力が極端に低下する。さらに、狭あい部は河川勾配が1/2,000から1/3,000と緩やかな低平地であることから、この区間で流下しきれない洪水が狭あい部上流

の一関・平泉地区で氾濫する要因となっており、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和22年9月のカスリン台風による洪水では、岩手県側で死者・行方不明者212名、床上浸水家屋26,126戸、床下浸水家屋11,742戸、昭和23年9月のアイオン台風による洪水では、死者・行方不明者709名、床上浸水家屋16,019戸、床下浸水家屋12,953戸の被害が発生した。また、平成14年7月の洪水では、死者2名、床上浸水家屋1,144戸、床下浸水家屋990戸の被害が発生するなど、近年でも未だ残る無堤区間や狭あい部において甚大な被害を受けている。

北上川上流部における治水対策は、平成18年11月に策定された北上川水系河川整備基本方針（平成24年11月変更）に沿って、平成24年11月に策定された北上川水系河川整備計画（平成30年6月変更）に基づき、昭和22年9月のカスリン台風による洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である狐禅寺における河道配分流量6,900 m³/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、狭あい部の流下能力が低いため、その上流部である一関・平泉地区において洪水による浸水被害が発生する危険性が極めて高いことから、基本方針及び整備計画に基づき、本件区間及び本件区域について河川改修工事を行うものである。本件事業の完成により、本件区間及び本件区域の洪水調節効果等によって、洪水時における浸水被害等を未然に防止し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和3年9月等に、同法等に準じて任意で工事实施に伴う大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等については道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値等を超える値が見られるものの、散水の実施等により当該参考値等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及び本件区域内並びにそれらの周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるマガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるシジュウカラガン、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているタナゴ、チビアオゴミムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウラギンスジヒョウモン等、準絶滅危惧として掲載されているトウホクサンショ

ウオオ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシヤジクモ、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間及び本件区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が30か所存在するが、岩手県教育委員会との協議の結果、このうち6か所については、発掘調査の必要がないことが既に確認されている。またこれを除く24か所については、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、洪水による浸水被害の危険性が極めて高い一関・平泉地区における洪水被害の防止等を目的として、本件区間において築堤及び本件区域において遊水地群整備を行う事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業の施行方法については、狭あい部の河道掘削案、河道付替案、申請案である遊水地案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、取得必要面積は3案中最も大きいものの、従来からの自然遊水地を活用することから、周辺の土地利用や環境に対する影響が小さいこと、施工の難易度は3案中最も低く、事業費も3案中最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、遊水地施設の一部である堤防の種類については、囲繞堤方式案と申請案である小堤方式案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は取得必要面積が小さく、土地の改変面積も小さいため、周辺の土地利用や環境に対する影響が小さいこと、施工の難易度は囲繞堤方式案と比べて高いものの、施工量が小さいこと、事業費も囲繞堤方式案と比べて低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、狭あい部の流下能力が低いため、その上流部である一関・平泉地区において洪水による浸水被害が発生する危険性が極めて高いことから、地域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、北上川流域の自治体の長等からなる一関遊水地事業促進協議会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県一関市役所及び西磐井郡平泉町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

岩手県一関市狐禅寺字桑木原及び字中島並びに中里字糠瀬、字横石、字下大林、字藤後向、字一番谷起、字上大林、字葉柳、字藤後、字長畑、字正角前、字待居、字沖田、字山崎、字三本木及び字清水畑並びに川辺字柵瀬、字三角谷起、字大源、字細谷、字館下、字藤後向、字中島、字三番谷起、字藤後、字正覚、字高田、字上目、字塚田、字大内田、字石田谷起及び字沼尻並びに舞川字三番谷起、字土橋、字遠後、字下谷起、字西中島、字和田、字二番谷起、字一番谷起、字谷起田、字中谷起、字田沖、字西平、字堀切、字館ノ越、字細田、字竜ヶ沢、字林、字榎木及び字境地内

岩手県西磐井郡平泉町平泉字一筋、字下館裏、字上館裏、字塩沢及び字三貫並びに長島字太田、字須崎、字船戸、字中島、字荒川、字覆盆子、字出谷起、字桜里、字上

古川、字十日市、字里前、字大中島、字里、字若宮、字沢口、字袋谷起、字古川、字三草作、字五反田、字古館、字要害、字館岡、字山王、字稻城、字杉、字下構、字境田、字田向、字矢崎、字菊の沢、字新田、字畑中、字生江田、字本町、字竜ヶ坂、字沖田、字滝の沢、字二反田及び字月館地内

岩手県一関市中里字下大林地先河川敷地並びに川辺字柵瀬地先河川敷地及び字館下地先河川敷地並びに舞川字三番谷起地先河川敷地及び字和田地先河川敷地

岩手県西磐井郡平泉町平泉字一筋地先河川敷地並びに長島字太田地先河川敷地、字中島地先河川敷地、字覆盆子地先河川敷地及び字出谷起地先河川敷地